

岡山商科大学における公的研究費等の不正使用防止等に関する基本方針

2015 年 3 月 26 日 決定

2015 年 9 月 24 日 改正

2021 年 5 月 12 日 改正

2022 年 4 月 14 日 改正

2022 年 9 月 27 日 改正

学校法人吉備学園岡山商科大学では、平成 19 年 2 月 15 日付け文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、以下の取り組みを行います。

本学教職員は、建学の精神と教育理念に基づき、諸法令並びに本学諸規程を遵守し、教育、研究、社会活動等、本学教職員として関わるすべての活動において、本学の社会的使命と責任を自覚して行動します。

1. 本学内の責任体制の明確化

本学では、研究費の適正な運営・管理を行うための管理体制を次の通り定めます。

最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費の適正な運営・管理について最終責任を負う者として、学長をもって充てます。統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者として最高管理責任者が指名する者をもって充てます。コンプライアンス推進責任者は、本学における研究費の実質的な責任と権限を持ち、コンプライアンス教育を管理・監督する者として、事務局長をもって充てます。コンプライアンス推進責任者を補佐する者を置き、総務企画課長をもって充てます。

最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切に指導を行います。

最高管理責任者は、統括管理責任者として経営学部・教授・西 敏明を指名します。

（関連規程）

- ・岡山商科大学教職員倫理規範
- ・岡山商科大学教職員倫理規程
- ・岡山商科大学教職員倫理委員会規程
- ・岡山商科大学公的研究費の不正使用に関するガイドライン
- ・公的研究費（科学研究費助成事業等）の使用にあたっての確認書
- ・岡山商科大学における公的研究費等の間接経費に関する取扱方針

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

本学では、公的研究費の適切な執行にあたり、次の使用ルールを定めるとともに、年 1 回、

公的研究費の採択者及び事務担当者を対象として説明会を実施しています。

(関連規程)

- ・岡山商科大学公的研究費取扱内規

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

本学における研究費の不正防止計画の推進に関することは、次の使用ルールを定めるとともに、岡山商科大学教職員倫理委員会が所掌し、次の業務を行うこととしています。

- (1) 不正発生要因の把握と不正防止計画の策定
- (2) 研究費の使用に関する各種規定の見直し及び整備
- (3) 研究費の使用規定を周知するための説明会の実施
- (4) その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること

- ・岡山商科大学公的研究費の不正使用に関するガイドライン
- ・岡山商科大学における公的研究費等の不正使用防止計画

4. 研究費の適正な運営・管理活動

物品等の購入に係る不正を防止するため、総務企画課及び会計課において、全ての物品について当事者以外の者が納品のチェックを行っています。また、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分方針を定めています。

- ・岡山商科大学公的研究費の不正使用に関するガイドライン
- ・公的研究費（科学研究費助成事業等）にかかる取引にあたっての確認書

5. 通報窓口及び情報伝達体制と相談窓口について

公的研究費の不正使用に関する通報を行う窓口として、コンプライアンス推進責任者、岡山商科大学教職員倫理委員会等を定めています。

- ・岡山商科大学教職員倫理委員会規程
情報伝達体制はガイドラインで規定しています。
- ・岡山商科大学公的研究費の不正使用に関するガイドライン
相談窓口は総務企画課・会計課として定めています。
- ・競争的研究費の使用に関するルールについての相談窓口

6. 内部監査について

本学における研究費の監査に関することは、総務企画課及び会計課が所掌し、次の業務を行います。

- (1) 研究費支出に係る文書が必要な要件を満たしているかのモニタリング
- (2) 研究費支出に係る文書に記載された財務情報のモニタリング
- (3) 研究費の運営・管理体制についての検証

(4) 無作為に抽出した公的研究費による研究に対する内部監査

総務企画課及び会計課は、監査結果を最高管理責任者に報告します。

・岡山商科大学における公的研究費等の内部監査手順